

登別市立若草小学校「いじめ防止基本方針」【令和7年4月改訂】

1 「いじめ」の定義

いじめは児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒によって行われる心的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）で、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（法2条1項）

◇ 「いじめ」の基本認識

- ① 「いじめ」は、校内外を問わず、全ての児童に関する問題であり、「いじめ」を認知しながら放置することは絶対にあってはならない。
- ② 「いじめ」は、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼすので、絶対に許されるべきではない卑怯な行為であり、どの児童にも起こりうる行為である。
- ③ 「いじめ」は、いじめを受けた児童の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の成長に重大な影響を与えるものであり、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるという基本認識に立つものである。
- ④ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるので、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する。
- ⑤ 「一定の人的関係」とは学校外の塾やスポーツ少年団等を含める。
- ⑥ インターネットを通じた誹謗中傷などは、本人が気付かず、心身の苦痛を感じていない場合でも、いじめと同様の対応をする。

2 「いじめ」の防止の基本理念

「いじめ」が行われることなく、すべての児童が安心して、楽しく、充実した学校生活を送ることができるよう、学校全体で「いじめ」の未然防止、早期発見に努める。
「いじめ」が疑われる場合は、適切かつ迅速に保護者や関係機関と緊密な連携を図り対処するとともに、事故の再発防止に努める。

3 校内外体制について

① 「いじめ防止」のための校内組織

校内における「いじめ防止」を実効的に行うため、生徒指導部を中心とした「校内いじめ対策委員会」を設置し、以下の活動を行う。

- 【構成】・校長、教頭、教務、生徒指導担当、養護教諭
- 【開催】・必要に応じて随時開催（いじめ事案発生時）
- 【活動】・未然防止のための「年間活動計画」の作成
 - ・アンケート調査及びに教育相談に関すること
 - ・いじめ事案の対応に関すること
 - ・いじめに関わる児童理解に関すること

② 「いじめ防止」のため保護者、地域を含めた組織（コミュニティ・スクール）

いじめ防止を多角的な視点を持って実効的に行うため、コミュニティ・スクールを活用し「地域いじめ対策委員会」を設置し、以下の活動を行う。

- 【構成員】・校長、教頭、生徒指導担当、学校運営協議会委員（PTA会長・地域代表・児童委員・民生委員など）
- 【開催】・定例会（各学期1回）、必要に応じて随時開催（いじめ事案発生時）
- 【活動】・未然防止のための「年間活動計画」の承認
 - ・調査及びに教育相談に関するとの報告

- ・いじめ事案の対応に関する意見交換
- ・いじめに関わる児童理解に関する意見交流

4 「いじめ」の未然防止について

具体的施策

- ①年間計画に添って、いじめ防止のために定期的にアンケートを実施し、調査及び分析をする。その際、積極的認知により「いじめ見逃し0」を目指す。また、調査終了後は、校内組織により内容を確認し、必要に応じてその対応に当たるとともに、全教職員で共通理解を図る。
- ②校内における「いじめの未然防止」のため、日常的に「児童の望ましい人間関係づくり」を目指し、教育活動全体の中でコミュニケーション能力を高める。特に道徳においては、人間関係の充実を図ることを重点化するとともに、各教科における道徳的関連を充実させる。特別活動では、いじめ防止に資する活動を活性化させ、児童が自覚的、自主的に行うことができるよう支援する。さらに、総合的な学習では、社会的資質を集団の中で体験的に学び、人間力を高めるよう実践する。
- ③本校のコミュニティ・スクールの活動の一つとして、せわづき・せわやき隊など、既存の組織も活用し、「子どもの安全・安心を守る活動」を充実させ、地域、保護者、関係機関を含め緊密な連携により「いじめの未然防止」に当たる。
- ④なかよし会（児童会）の活動に「いじめ防止」についての活動を位置付け、自主的に実施できるように支援する。
- ⑤児童のSOSを見逃さないため、毎日の「心の健康観察」を行うとともに、児童が相談しやすい場を設け、教育相談機能を充実させる。
- ⑥道徳教育の全体計画における重点事項に基づく学校教育を推進し、「いじめ・不登校未然防止プログラム」を活用する。

5 「いじめ」の早期発見・積極的認知（「いじめ見逃し0」を目指して）について

「いじめ」を早期発見するため、日常における教職員の連携を重視するとともに定期的ないじめ防止アンケートを実施し、保護者、児童に対して計画的に教育相談活動を実施する。また、日頃より、児童理解に努め、ささいな兆候を見逃さないようにするため、「心の健康観察」を毎日実施する。けんかやふざけ合いも見逃さないようにし、疑いのある場合は、隨時、個人面談を行うとともに積極的な認知を行うことで「いじめ見逃し0」を目指す。また、それらの結果を全教職員で共通理解を図ることで、いじめの早期発見に努める。

6 解決に向けた対応について

「いじめ」を発見した場合 担任は、速やかに以下の措置を講じ、「いじめ」を無くすため行動し、生徒指導担当者に報告するとともに、校内体制の中でも協議し対応する。

- ①「いじめ」の相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ②「いじめ」が確認された場合は、即座にいじめをやめさせ、「いじめ」を受けた児童や保護者への緊密な支援を行い、「いじめ」を行った児童や保護者に対しては指導助言を継続的に行うとともに、双方の家庭と連携を図り再発防止に努める。
- ③「いじめ」を受けた児童が、安心して学校生活を送るため、必要な状況が生じた場合は、「いじめを受けた児童」及び「いじめを行った児童」を、保護者と連携を図りながら、一定期間別室（保健室登校も含む）で学習させたり、家庭学習させたりするなどの措置を講じる。
- ④児童、保護者を含め、いじめ事案の関係者における争いを生じさせないため、いじめの事実及び対処の仕方を共有するための必要な措置を講じる。
- ⑤「犯罪行為として取り扱われるべきいじめの事案」については、教育委員会及び児童相談所、所轄警察署など関係機関と連携し対処する。（リーフレットによる周知）

7 いじめ解消の定義

いじめ解消の判断基準は次のとおりとする。

- ①いじめに係る行為が止んでいること。
(少なくとも3か月を目安とする。重大性等から必要に応じ、さらに期間を延長する。)
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。(本人、保護者に確認)

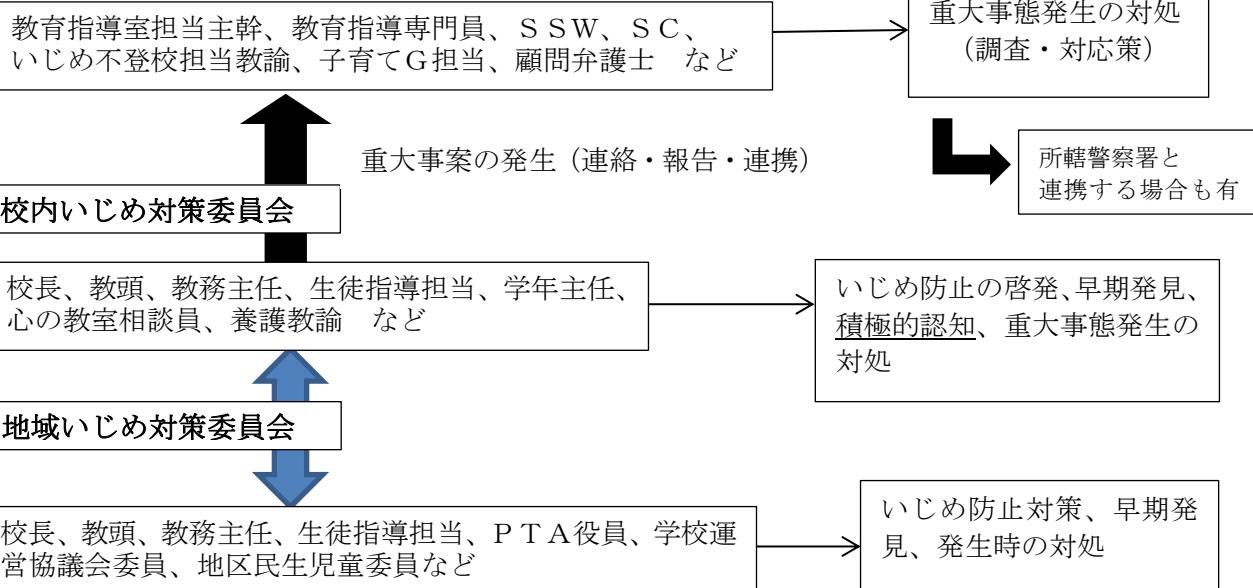
8 重大事案への対応について

生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、相当期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合には、以下の対処を講じる。(重大事案)

- ・重大事態が発生した場合は、登別市教育委員会へすみやかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対する関係機関との連携による組織を設置する。
- ・上記、組織を中心に、事実関係を明らかにするための調査を行う。
- ・犯罪行為として取り扱われるべき「いじめ」は、教育委員会及び所轄警察署と連携し厳正に対処する。

【いじめに対する組織連携(重大事案含む)】「いじめ事案」は常に委員会に報告

登別市いじめ対策委員会



9 いじめ防止の評価について

「いじめ」を隠蔽せず、いじめの実態把握、いじめ防止の取り組みや早期発見、積極的認知、さらに、いじめに対する措置を適切に行うため、マネジメント・サイクルにより実践の検証を行うとともに、保護者アンケートなど学校評価の項目として取り扱い、客観的かつ適正に以下の内容を評価する。(いじめアンケート調査については5年間保存する)

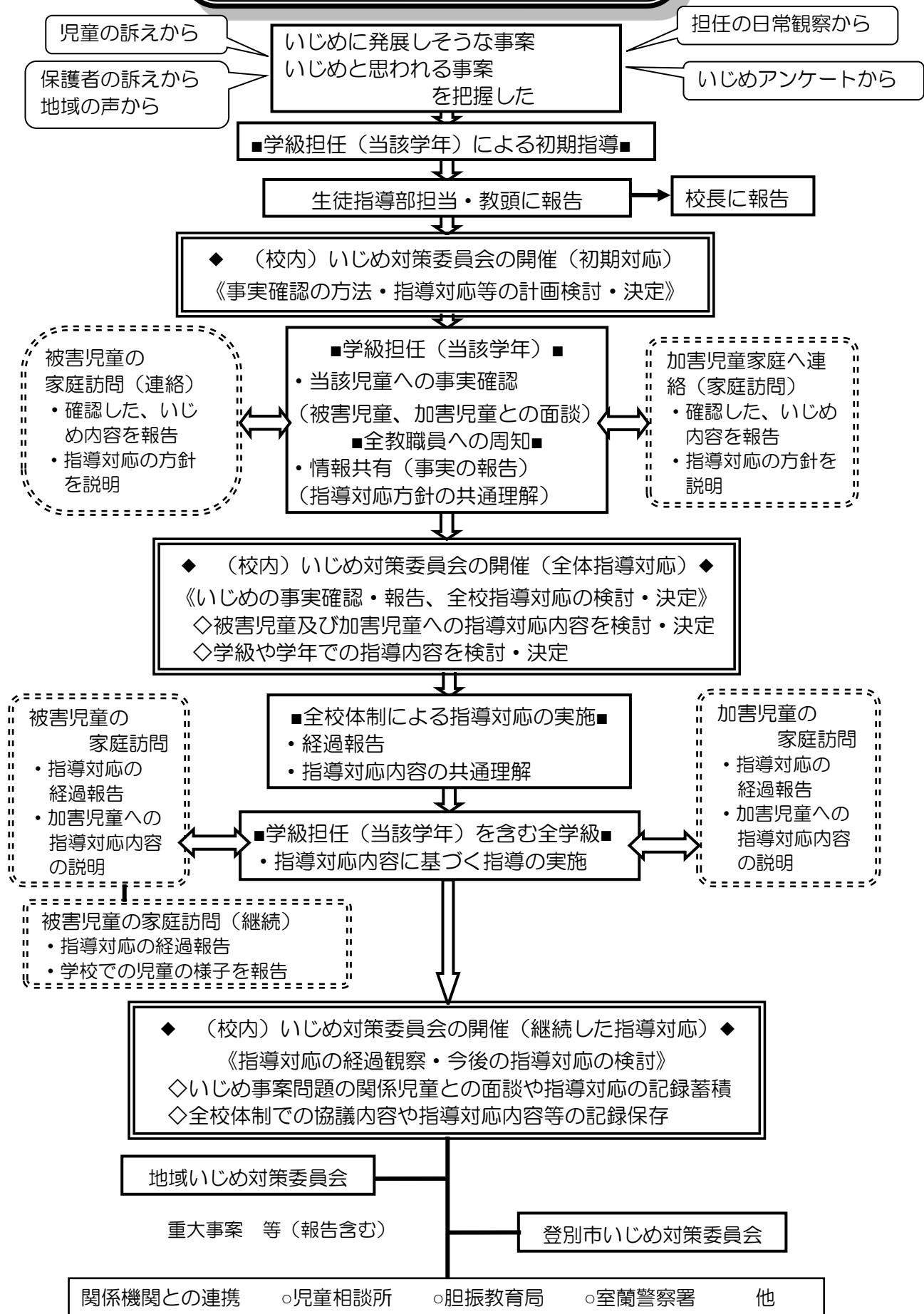
- ・いじめの調査(アンケート)及び分析に関わる内容
- ・いじめ防止に関わる内容
- ・いじめの早期発見に関わる内容
- ・いじめの再発防止に関わる内容
- ・いじめ防止に対する教職員の指導及び連携に関わる内容
- ・関係機関との連携に関わる内容

令和7年度数値目標「いじめアンケート」『いじめは絶対許されない』回答100%

10 その他

- ・「ネットいじめ」の防止策
児童や保護者への実態調査を行い、発信された流通性、匿名性その他の送信される情報の特性を踏まえ、「ネットいじめ」を防止し効果的に対処できるよう、啓発活動を行うとともに外部講師などを招き、いじめ防止研修会を行う。また、近年、パソコンからの発信に留まらず、通信機能付きゲーム機などによる電子掲示板などによる、ごく少人数における「いじめ」もあることを保護者も含め、全体で認識していくように啓発する。
- ・いじめ防止に対する教職員研修の充実
「いじめ防止対策推進法、いじめの予防・防止・措置」などに関わる研修会を年間計画に位置付け、教職員の資質向上を図る。
- ・通いたくなる学校づくりに向けた取組
児童代表が登別市の「鬼っ子フォーラム」へ参加するとともにその内容の全校への還元を図るようにさせる。
- ・絆づくりメッセージコンクール等への参加
登別市の「命のメッセージ」や北海道教育委員会の「絆づくりメッセージコンクール」への参加により、児童に命の大切さや良好な人間関係に目を向けさせる。
- ・「SOSの出し方」の授業（全学年）
ロールプレイを取り入れた先行実践を取り入れ、児童の変容を見取り、指導に生かす。
- ・スクール・カウンセラーによる授業
専門的見地からの授業実践を行い、児童の変容を見取り、指導に生かす。

若草小学校 『いじめ対応マニュアル』



若草小学校 『いじめ防止に関する取組の年間計画』

学期	月	学級や児童会の取組内容	学校全体の取組内容
1 学 期	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・学級目標の決定 ・なかよし会（児童会）活動開始 ・なかよし会（児童会）生活目標の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」について確認 ・校内体制の整備 ・「学校いじめ防止基本方針」を保護者へ周知 ・P T A総会、学年学級懇談会での説明 ・学校運営協議会で基本方針の説明と承認 ・児童との個人面談（随時）年間を通して ・「心の健康観察」（通年）
	5月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート調査実施（問題等の把握、児童との面談） 	<ul style="list-style-type: none"> ・早期発見、早期解決（学年・学級） ・校内いじめ対策委員会の開催（随時）（アンケート調査による全校状況把握） ・就学指導委員会の開催 ・登別市教職員研修会への参加
	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよし会（児童会）による「あいさつ運動」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・SOS の出し方の授業（全学年7月中までに）
	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童アンケートの実施（児童の実態把握、ほっと含む） ・参観日の学年・学級懇談会（1学期の反省） ・夏休み期間中の校外生活指導の徹底 ・「社会を明るくする運動」（作文）への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童アンケートによる早期発見、早期解決（アンケートに基づいた指導の徹底） ・学級経営交流会の開催 ・1学期の取組のまとめ
2 学 期	8月	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み期間中の校外生活の状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み期間中の校外生活状況の情報交流 ・学校運営協議会での現状の取組報告と協議
	9月		<ul style="list-style-type: none"> ・早期発見、早期解決（学年・学級）
	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談（保護者）週間（問題等の把握、児童との面談含む） ・いじめアンケート調査実施（問題等の把握、児童との面談） ・いじめ防止メッセージの作成 *鬼っ子フォーラムワークショップ参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内いじめ対策委員会の開催（随時）（アンケート調査による全校状況把握）
	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよし会（児童会）による「あいさつ運動」の実施 *鬼っ子フォーラムへの参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育支援委員会の開催
3 学 期	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童アンケートの実施（児童の実態把握、ほっと含む） ・参観日の学年・学級懇談会（2学期の反省） ・冬休み期間中の校外生活指導の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童アンケートによる早期発見、早期解決（アンケートに基づいた指導の徹底） ・学級経営交流会の開催 ・2学期の取組のまとめ
	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・冬休み期間中の校外生活の状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・冬休み期間中の郊外生活状況の情報交流 ・児童アンケートによる早期発見、早期解決（アンケート調査による全校状況把握）
	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよし会（児童会）活動の反省 *ピンクシャツデーの取組 	
3 学 期	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよし会引継式（6年を送る会） ・参観日の学年・学級懇談会（3学期の反省） ・春休み期間中の校外生活指導の徹底（春休み期間中の校外生活の状況把握） 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年間の取組のまとめ ・学校運営協議会での協議 ・次年度の取組内容検討（年度末反省）